HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 「公共性」概念の歴史的変遷 : W・コンツェほか『歴史の基礎概念』の項目「公共性」の要約と説明 |
| Author(s) | 小出, 達夫 |
| Citation | 北海道大學教育學部紀要, 72, 163-183 |
| Issue Date | 1996-12 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/29525 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 72_P163-183.pdf |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

# 「公共性」概念の歴史的変遷

## ——W・コンツェほか『歴史の基礎概念』の項目「公共性」の要約と説明——

小 出 達 夫

## Geschichtlicher Grundbegriff : Öffentlichkeit

Tatsuo KOIDE

目　　次

はじめに …… 163
第1章　ドイツ語の形容詞 'öffentlich' の意味の諸相（第1期） …… 165
第2章　ラテン語の形容詞 'publicus' の意味の諸相（第1期および第2期への移行） …… 166
第3章　ラテン語の名詞 'publicum' の意味の変遷（第1期～第3期） …… 168
第4章　'öffentlich' と 'publicus' の意味の変遷（第3期・自然法的論証） …… 169
第5章　公共性と世論（'öffentlichkeit', 'öffentliche Meinung'） …… 174
第6章　展望 …… 181

## はじめに

小論は，ドイツの歴史家W・コンツェ，W・コゼレック，O・ブルンナーが編集した歴史学事典『歴史の基礎概念』（'Geschichtliche Begriffe' 全8巻，既刊1～7巻，1979－）の中の1項目である「公共性」（'Öffentlichkeit' Bd. 4, 1978, S. 413～467，執筆担当は Lucian Hölscher）について，その内容を要約紹介し，若干のコメントを付したものである。原著の仮訳については，北大教育学部紀要第66号と第68号に掲載してあるのでそちらを参照されたい。また原著の簡単な紹介と「公共性」の項目について取り上げた趣旨については，第66号の仮訳の冒頭で触れているのでそちらに譲る。

原著の「公共性」（Öffentlichkeit）の項目は，以下の7章により構成されている。

Ⅰ　序
Ⅱ　'öffentlich'
　1　16世紀末までの用語法および意味の歴史から見た諸側面
　2　中世の法律用語の 'öffentliches Gericht' と 'iudicium publicum'
Ⅲ　'Publicus'
　1　古代および中世における意味の諸要素
　2　初期近代における国法上の概念
　3　'Ius publicum' と 'öffentliches Recht'
Ⅳ　'Publikum'
　1　古代における抽象的概念から18世紀における社会的階層概念への転換

2 市民社会の公共的諸施設
3 18世紀における 'Publikum'（公衆）と 'Öffentlichkeit'（公共性）
Ⅴ 'öffentlich' と 'publicus' －18世紀における自然法上の論証
1 言語共同体（ Sprachgemeinschaft ）
2 'Sensus communis'（共通感覚）と 'public spirit'（公共精神）
3 理性の公共性－カント
Ⅵ 'Öffentlichkeit'（公共性）と 'öffentliche Meinung'（世論）
1 概念の生成
a ） 'Öffentlichkeit'（公共性）
b ） 'Publizität'（公表性）
c ） 'öffentliche Meinung'（世論）
2 フランス革命期における世論
3 3月革命前における 'Öffentlichkeit' と世論
a ） 'öffentliche Meinung'（世論）
b ） 'Öffentlichkeit'（公共性）
4 ヘーゲル
5 19世紀におけるブルジョア的公共性についてのマルクスと社会主義者の見解
Ⅶ 展望

原著は，以上の7章構成であるが，短文の第1章の「序」と第7章の「展望」を除くと5つのテーマからなっている。

最初の2章（ⅡとⅢ）は，ドイツ語で公共性（名詞）を意味する Öffentlichkeit に影響を与えてきた二つの付加語（形容詞）に着目し，その語彙的な意味を歴史的に検討している。その一つはドイツ語系の形容詞 öffentlich であり（Ⅱ），他の一つはラテン語の形容詞 publicus である（Ⅲ）。

そのうち öffentlich については，古高ドイツ語から16世紀末に至るまでのこの語句の用法・意味について吟味し，その多義性に着目し，その多様な意味を解明している（Ⅱ）。また publicus については，古代から中世に至るラテン語圏域での用法を吟味した上で，16世紀末以降の初期近代におけるこの用語の意味転換に焦点をあて，その意味転換の内容と意義について明らかにしている。

以上の作業をした上で，Ⅲでは17世紀においてラテン語の形容詞 publicus がドイツ語の形容詞 öffentlich に与えた影響を検討し，両者ともに付加語としては共通の“国家的”（ staatlich ）という意味を獲得した経緯が解明される。

Ⅳでは一転して，形容詞 publicus の名詞形である publicum に焦点があてられ，古代ローマ以来抽象概念であった publicum が，17～8世紀において市民社会の担い手たる公衆（ publicum ）という社会的階層概念に転化した過程が叙述される。つまり近代における市民的公共性の担い手の形成史に関する叙述である。その上で名詞 publicum と名詞 Öffentlichkeit との相互関係が論ぜられる。

Ⅴでは，再び形容詞としての öffentlich と publicus についての吟味に戻り，その後の概念の展開，とくに17・8世紀における自然法学の発展との関連で，これらの語句の意味転換の過程が検討され，それらが国家的（“staatlich”）という意味から離れ，啓蒙的理性と結び付き，近代市民社会

の政治的共同体を形成するキーコンセプトに転化した過程が論証される。

Ⅵは，公共性（Öffentlichkeit）についての実質的検討の最終章であり，ここでは名詞形のÖffentlichkeitのみならず，同じく名詞形のPublizität（公表性）およびöffentliche Meinung（世論）について，フランス革命期，ドイツ3月革命前期，19世紀の社会主義などの区分に応じて検討が加えられる。

Ⅶの「展望」は，19世紀後半のドイツおよび20世紀ヨーロッパにおける「公共性」概念の用法の展開が極めて簡略に述べられているが，これらは傾向的なものであり，本格的な概念史にはなっていない。最終段落でハーバマスの公共性論（『公共性の構造転換』1962）ならびにネークトらの「プロレタリアの公共性」(1972）についての紹介はあるが，簡単な紹介に終わり，批判的公共性の再組織化や“市民的公共性”に対する“対抗公共性”（Gegenöffentlichkeit）の可能性についての展望は語られていない。

以上が全体の構成である。以下では各章の叙述を要約しつつ，多少のコメントを試みる。

なお，原著においては，公共性（Öffentlichkeit）の意味の変遷史を3期に分けて検討している。第1期はヨーロッパ古代から16世紀末に至る時期が概括的にとりあげられ，ここでは後の「公共性」という用語に影響を与えたいくつかの用語（öffentlichとかpublicus）がそれぞれ多様な意味や諸相をもっていたことが説かれる。第2期は，16世紀末から18世紀の後半（とくにドイツでは）に至る時期であり，ここでの特徴はöffentlichとかpublicusなどの用語が共通に「国家的」（staatlich）という意味をもった時期である。ここでは公共性は国家性を主として意味した。第3期は，17世紀末以降に始まり，ドイツでは18世紀後半にはじまる市民的啓蒙期であり，ここで公共性は新しい意味を獲得する。国家支配そのものの正当性と同義であった意味から転換し，国家支配の正当化の根拠（それなしには国家支配は正当ではないという根拠）を意味するに至った。そして20世紀末の現在がいかなる時期に相当するかについての説明は抑制されている。

## 第1章　ドイツ語の形容詞“öffentlich”の意味の諸相（第1期ー原著Ⅱ．'öffentlich' p. 414—419)

原著第2章では，ドイツ語の形容詞'öffentlich'の意味を16世紀以前に遡上って検討している。その要約を示せば以下のとおりである。

**1**　'öffentlich'は，もともとは古高ドイツ語の'offanlih'，'offenlich'に由来する。そこには，「支配」とか「公共体」などのような'社会的結合'を意味する用法はなかった。むしろöffentlichは，ドイツ語のdeutlich，klarなどと同じように，「明らかな」「明白な」「はっきりした」などのような視覚的・知覚的な意味において使用された。

これに反して，ドイツ語で社会的結合を表現する場合は，'gemein'が使われた。したがってラテン語のpublicus（公共の）や，ギリシャ語のコイノス（κοινοζ 共通の）のドイツ語表示は，この時期においてはgemeinが使われた。

**2**　しかし近世に入ると，öffentlichが社会生活の重要な局面を表すようになる。「住民の前で公然と話す」（vor der Gemeind und offenlich reden, Maalerの辞典，1561 offentlichの項目）の'offenlich'とか，「広める」「告知する」（'offenbar machhen'）などの'offen'がそれであり，これらは社会的意味，社会的結合を表す用語となっている。ここではöffentlichは，gemeinと近似するに至る。

**3**　以上を要するに，16世紀までの'öffentlich'の意味は多義的で，たとえば1561年のMaaler

の辞書によると，その用法は次の二つに分かれる（カッコ内はラテン語，Maaler の辞典 p. 312)。

(1) 視覚的・知覚的意味の諸相

判然とした（enucleate），目立つ（insignitar），あらわに（aperte），明瞭に（patenter）など。

(2) 社会的意味の諸相

公然と（vulgo），公的に（foro），公に（publice）など。

**4** 以上の二つの語意のほか，中世から近世にかけて öffentlich はある種の評価的な意味をもった。「悪は暗さを求め，徳は光りを求める」（Laster suchten das Dunkel, Tugenden das Licht）とは中世の隠喩であるが，öffentlich はこうした人間の行動の善悪の判定尺度と結び付いていた。ルターの「私は，公然と（frey），開かれたところで（offentlich），世界を前にして（fur der wellt）教え，片隅では何事もしゃべらない」（Luther, Wochenpredigten über Matth. 5–7, 1530/32）は，その例である。また“お上（Obrigkeit）は何事も隠してはならない”ということが良き支配者のしるしである，といわれるように，秩序の公開性が支配の正当性を意味するというようにも使われた。

**5** さらに原著では，中世の裁判制度の用語である 'öffentliches Gericht' について検討している。この用語は，語意上の意味では“公開された裁判”を意味するが，その実際上の意味は複雑で，時期的には全く逆の意味に転化している。ちなみにこの意味の変遷をみることで，中世から近世にかけての öffentlich の意味転換を読み取ることができる。

当初この用語は古代ゲルマンの裁判制度に由来した意味をもち，それは裁判の開かれた形式を意味し，そこでは手続きの公開性が正しい判決の発見の保証と考えられていた。しかし１５世紀以降になり，ドイツの裁判制度は旧来の直接主義・口頭主義を捨て，書面主義となり，裁判手続きの公開性は形式化した。同時にこの過程は裁判制度のランデスヘルへの集中と結合し，ランデスヘルが“公共の利益”（öffentliche Interesse）の具現者となる過程であった。すでに以上の説明から暗示されているごとく，このような中世から近世への過程は，öffentlich の古来の意味が変わり，それが国家的（'staatlich'）という意味をもつに至る過程であり，öffentlich の意味史の第２段階への移行を示唆している。

## 第２章 ラテン語の形容詞 'publicus' の意味の諸相（第１期および第２期への移行，原著Ⅲ．'Publicus' p. 420—430)

原著第３章は，ドイツ語の「公共性」（Öffentlichkeit）の意味に影響を与えたラテン語の形容詞 publicus について，その第１期における意味の諸相について検討している。その要約を示せば以下のとおりである。

**1** ラテン語の publicus の辞書的な語意としては，古くから二つの意味があった（K. E. Georges, Ausführliches Lateinisch-Deutsches Handwörterbuch, 12 Aufl., Bd. 2, 1969, publicus の項目参照)。

(1) 「共同体としての国民（Volk als Gemeind），ないしは国家のもの（Zum staat gehörig）」，という意味。

(2) 「すべての住民としての国民」（Volk als der ganzen Bevölkerung）に「固有で」「開かれ」「共通している」，という意味。

**2** 古代ローマの publicus は，populus（国民）に由来し，ある政治的秩序を表現した用語である。そこでは populus は，一方では「統治権力の担い手」として，他方では「統治権の有効範囲」と

して現れた。前者は立法主体（法の主体）としての側面を，後者はひとつのまとまった社会空間の側面を表示している。

前者の例としては'imperium publicum'（公的命令権），'vincula publica'（国事犯の監獄）などが，後者の例としては'lux publica'（公の光：太陽），'verba publica'（公の言語：日常語）などがあげられる。ここでの'publicus'は，'privatus'（家長に属する，私的な）の反意語である。

**3**　中世においてpublicusの語意はキリスト教的世界圏において変形し，そこでは法的統一としての国家の境界線が流動化したため，その語彙は曖昧化し多様化した。たとえば16世紀のイタリア人・パトリッチ（Patrizi, F., 1529–97, Della historia dieci dialoghi, dialogo quarto, 1560）においては，'publica memoria'（共有された記憶），'darle in publico'（みんなに知られているもの），'publiche persone'（将軍，領主，役人などの公人）などのごとく多様な意味をもち，個別のケースに即してその意味を検討しないとならない。とはいえここで明らかなことは，publicusには「国家」の概念はなかったということである。'res publica'という用語があっても，それは“共同体”ないし“共同体の所有になるもの”を意味し，'res privatae'の反対物を意味し，決して国家を意味したわけではなかった。

**4**　しかし16世紀以降の初期近代において，publicusは決定的な意味転換をひきおこした。ここで初めてこの語はstaatlich（国家的）という意味を獲得する。そこには市民的宗教戦争の経験が介在する。ボダン（Bodin, J., 1530-90）の主権論，ホッブス（Hobbes, T., 1588–1679）の社会契約論しかりである。ボダンの場合，相次ぐ宗教戦争の中で国内平和を確保するために，すべての法律に優先する主権をもつものとして国王が位置付けられ，それ以降は国内の敵が起こす戦争は不法の戦いとなり，それは“公的戦争”（bellum publicum）の資格を失うに到り，“公的戦争”は主権者間のみの戦争に限定されることになった。つまりここでのpublicumの意味は，あらゆる法律に優先するところの国内の統一最高権力を意味するところとなったのである。

かくして市民的宗教戦争は理論的に克服されることになり，ここにpublicusが「国家的」という意味を獲得した意義がある。ホッブスにおいても，そのpublicの意味するところは，「全市民の政治的意思が統一的に代表された最高国家権力」を特徴づける用語であり，“狼の狼に対する闘争”を克服する意味が，publicには含意されていた。

**5**　以上の意味でのpublicusの用法は，ドイツにおいては16世紀の半ば以降は領邦支配（Territorialherrschaft）の解体と結び付いて使用された。それは教会や学校制度，倫理秩序の管轄権の統一化を意味し，その中心にランデスホーハイトの具現者である領主（Fürst）が位置づいた。

**6**　17世紀に入るとpublicusを伴う合成語（行政用語）が多数現れ，その際publicusは「新しい国家的（staatlich）秩序」を表現した。17世紀末には，publicusを伴うラテン語の表現に対する同義語としてöffentlichを伴う合成語が増大し，ここにおいてpublicusとöffentlichとがstaatlichという意味において同じ内容を表現するに至った。ラテン語の'officium publicum'（公務）がドイツ語の'öffentliche Bedienung'（公務）や'öffentliches Amt'（公職）と同じであり，ラテン語の'servus publicus'（公僕）がドイツ語の'öffentlicher Diener'と同意であるが如くである。

**7**　こうして従来古くからpublicusの同意語であったgemeinは法律・行政用語から排除され，専らöffentlichが使用されるようになった。またかっては「公開の裁判」を意味していた'öffentliches Gericht'も'staatliches Gericht'の意味に転換し，öffentlichはその本源的な意味からは遠ざかることとなった。同時に名詞形の'das öffentlichen'（公共的なもの）も意味転換し，Fürsten

Staatの行政を意味し，旧来の公共性の諸形態を自己の下に従属化した。かかる警察秩序は私人の生活領域にも侵入し，公私の区分は解体されることになった。

**8** かくして公共性の概念史からみると，その第2の時期に入り，「公共の」の意味は「国家的」という意味に統合されることとなった。

## 第3章 ラテン語の名詞 Publicum の意味の変遷（第1期～第3期，原著Ⅳ．'Publicum' p. 430—438）

ラテン語の publicum は，ラテン語の形容詞 publicus の中性名詞形である。原著第4章では，この publicum の意味について古代より近代に至るまでの変遷を追い，近代市民社会の担い手たる市民的「公衆」（ publicum ）の形成過程を語彙的に追跡している。

**1** publicum がギリシャ語のキヴィス（ cives 市民），ドイツ語の Staatsbürger （公民）の意味を獲得するのは17世紀においてであり，それ以前とくに古典ラテン語においては publicum は cives を意味しなかった。古典ラテン語では，一方では公共体（ res publica ）の領域・財産・収入を，他方では家とは反対の意味での公的なもの（ Öffentlichkeit ）を意味し，市民的公共性の担い手たる「公衆」（ public ）などの人的な意味を有したのではなかった。

**2** 中世において publicum は，税金を初めとして，裁判所・国庫・国家事務などのように総じて“国家のもの”と同意語であった。それが人的な意味をもち始めたのは中世後期に入ってからであった。そこでは「全体としての民」（ Volk als Ganze ）という意味が現れ，とくに「お上の命令の名宛人」（ Staatspublicum ）としての受動的な意味をもったのである。

**3** 他方17世紀には，イタリア・フランス・イギリスなどで端を発した新しい社交形式（ Geselligkeitsformen ）がブルジョア的な諸施設（コンサート，劇場，雑誌など）などを媒介として発展し，ヨーロッパ一円へと広がっていった。こうした諸施設は18世紀になり通常 öffentlich という付加語を伴う新しい用語を生み出した。'öffentliches Konzert'（公開コンサート），'öffentliche Zeitung'（公共新聞），'öffentliche Bibliothek'（公共図書館）などである。かくして17～18世紀にかけて，これらの公共施設に集まる新しい意味での Publicum （公衆）が形成され，彼らは「身分や国家の境界を越えて教養世界の統一」を図る存在となった。そしてここに「宗教的政治的紛争を乗り越えて」，人々の分割ではなく，人々の結束を問題とする新しい世界が現れた。

**4** 18世紀に入り，ドイツでは遅ればせながら1720～60年頃，Publicum は「お上の法律行為の名宛人」から「教養あるブルジョア社会」へと意味転換した。すなわち社会的階層概念へと転じた。とはいえドイツにおいてはフランスとは異なり，こうした文芸的公共性はセンターをもたず，散在し，互いに矛盾する社会の審判者として立ち現れたのであるが，政治的秩序とは異なる次元で，公共的な連環を，「共同的で精神的な空間」を作り出すに至った。かくして，「教養ある読者層」を中核とする「公衆」（ Publicum ）が「合理的なコミュニケーションの媒体」をもつところの共同の活動空間（ Öffentlichkeit ）を形成し，この両者が相互に基礎づけあう関係となった。

**5** 18世紀末になり，とくに1780年代以降 Publicum が古くからもっていた政治的な意味が顕在化するようになった。文芸的公共性が有していた啓蒙的な批判性が政治的テーマを捉えるようになり，国家・国法についての論争的諸問題が“思考し判断する人類の法廷”にのせられ，19世紀への途が開かれた。成人（ mündig ）と仮定された市民的公衆（ das bürgerliche Publicum ）が，国家の公共生活（ das öffentliche Leben des Staates ）に参加する道を歩み始めたのである。

## 第4章　öffentlich と publicus の意味の変遷（第3期・自然法的論証，原著V. 'öffentlich' und 'publicus'. Naturrechtliche Begründungen im 18. Jahrhundert, p. 438—445)

「公的」（öffentlich）という用語の意味の変遷史の第3期に入ると，それは「国家的な」という意味から転換し，国家支配の正当性を担保する条件，正当な国家支配が有すべき条件としての意味をもつにいたる。原著第5章においてはこうした第3期の変化を背景に，国家の公共的秩序の正当性を根拠づける3つの論証（弁証）を紹介し，近代における「公共性」の意味についての検討を深める。

**1**　既述したように，近世において支配高権（Obrigkeit）が君主（Fürsten）に集中し，かつ17世紀に入りこれらの権力も「私人の権利領域から引き離され」，すべての法律に優先する主権としての「国家」という観念が登場すると，それ以降は，publicus と öffentlich という表現はいずれのヨーロッパ言語においても「国家的」（staatlich）という意味をもつに至った。

**2**　他方，17世紀末になると，ブルジョア的「公衆」（Publikum）の台頭とともに，publicus についてもその古典的人文主義的意味の再評価が起こり，この付加語 publicus は，国家的共同体以外の他の社会的結合をも形容するようになった。ここにブルジョア的公衆が新しい公共の秩序（öffentliche Ordnungen）の担い手になった。この事態はドイツ語の öffentlich の意味に対しても作用し，öffentlich は，①国家的権威の通用範囲を表現すると同時に，②他の精神的社会的空間をも表現するようになった。

**3**　18世紀に入り，ドイツ語の öffentlich の意味の二義性に伴い，この語が従来もっていた「国家的」（staatlich）という意味についても基本的な変化が生じることになった。つまり öffentlich の定義はその定義の第3の時期区分に移行することになる。そこでは「判断する公衆」の存在ゆえに，旧来の国家的権威は己を公衆の批判にさらさねばならなくなり，おのれの支配の正当性を絶えず証明しなければならなくなった。つまり国家の公共秩序は，自然に命じられた秩序（自然法的秩序）に相応しいものであることを何らかの形で論証することを求められたのである。

**4**　かくして国家の公共的秩序は，理性，公共モラル，社会的需要などによって命じられた自然的秩序にふさわしいものか否かが問われることとなった。原著においては，新しい公共的秩序（公共性）を自然法的に根拠づけた以下の三つの論証について，その内容が紹介される。

①　言語共同体（言語的公共性）
②　共通感覚（Sensus communis）と公共精神（public spirit）
③　理性の公共性（カント）

**5**　言語共同体（言語的公共性）

(1)　17世紀には言語共同体（Sprachgemeinshaft）がこの「自然的秩序」とみなされ，国家的共同体は逆に人為的なものとみなされた。

(2)　ホッブスの場合，正・不正，善・悪の判断は人々の共通の同意，つまり社会的な言語契約（Sprachkonvention）に基づくものとされた。その判断は「我々と同じ言葉を使用している人々の共通の同意（common consent）」に基づくものであり，ここに自然的秩序を見いだした（Hobbes, De cive 18, 4.")。

(3)　他方ホッブスは，このような「共通の同意」とは別に，法的判断については，政治契約により人工的に創出される「主権者」の拘束的意思に委ね，この主権者により代表される国家的統

一を表示する付加語として public を使った（ Hobbes, Leviathan 1, 5. ）。

(4) なお自然的秩序と見なされる言語共同体（社会的言語契約）と人工的と目される政治秩序（政治契約）との相互関係が問われるべきであるが，それについての論述はみられない。おそらくホッブスの主権者による政治秩序の正当性の根拠ーコモンウエルスの正当性の根拠といえども，言語共同体の中で形成される「共通の同意」（ common consent ）により論証される，ということが含意されているのであろうが，その吟味は別の機会としたい。

(5) ロック（ Locke, J., 1632–1704 ）の場合においても，政治的権力に依拠した社会的秩序と，言語的・道徳的同意（ Konsens ）に依拠した社会的秩序とが区別されている。本項の著者は，前者を国家的公共性（ staatliche Öffentlichkeit ），後者を社会的公共性（ gesellschaftliche Öffentlichkeit ）と置き換えているが，こうした public の用語の二義的な使用の中に，政治における道徳的判断の重要性についてのロックの指摘があると著者は強調する。（ Locke, An Essay Concerning Human Understanding 2, 28. ）

(6) ロックの「意見の法ないし世評の法（ law of opinion or reputation ）」は，政治的権力・秩序の自然法的正当性の根拠を，言語共同体における「共通の同意」（ common consent ）に求めようとしたものである。

(7) また同じく，ロックの 'public esteem'（公共の評価）の概念も，政治支配の正当性の可否を問う決定的な社会的要素であり，それ自体は，「社交界（ societies ），仲間（ tribes ），クラブ」などの私的空間のなかで形成されるところの「秘密で暗黙の同意（ secret and tacit consent ）」を公に表現したものであるとされる。したがって public esteem はその根拠を private な空間の中にもっており，それは，「私人の同意（ consent of private men ）」と同義で， public と private は自然的言語共同体においては，政治秩序におけるような対立を意味しているわけではない。（ Locke, Essay 2, 28, 10. EW vol. 2, 99. ）

(8) 以上のようなロックの言語使用は，ドイツ語の öffentlich に対し直接作用したわけではないが，ドイツ語においてもそれは共同的秩序（ soziale Ordnung ）を意味し，政治的共同体（ Gemeinwesen ）の構造とは区別された。「言語は民主主義である」と説いた Michaelis (Joh. David Michaelis, Beantwortung der Frage von dem Einflu$\beta$ der Meinungen eines Volks in seine Sprache, und der Sprache in die Meinungen, Berlin 1760) や，「公共の言語」について関心を寄せた言語改革者 Fulda (Friedrich Carl Fulda, Versuch einer allgemeinen teutschen Idiotikensammlung, Berlin 1788) などの啓蒙主義者たちは，言語的公共性を合理的で平等的なものと考え，政治的公共性の範型として理解した。

**6** 共通感覚（ sensus communis ）と公共の精神（ public spirit ）

(1) publicus という付加語が意味する国家的秩序には，「自然的な人間間の対立関係を社会契約の中で人為的に調整する」という自然法学説の影響がある。そこには，ホッブスに見られるように，「私人の自然的堕落と公共徳性の国家的保証という二分法」が前提されている。個人の私的意見や利益の無制限の実現を断念することによって「政治的公共性」を創設できると考えた。ここには言うまでもなく，あの宗教戦争の経験が共有されていた。

(2) しかし，18世紀に入り宗教戦争の経験は忘失され，上の二分法は解消し始める。かわって公共の秩序の源泉は国家の立法にではなく，「自然的な共同体本能（ Gemeinschaftstrieb ）」に帰せられることになった。公共的な圏域はこの共同体本能から直接現れ出たものとされた。

(3) たとえば，ヴィーコ（ Vico, G., 1668–1744 ）の『新しい学』においては，国家秩序もそ

れに服するところの「真実の公の根拠」（pubblico fondamento di vero，Wahrheitsprinzip）は，人間諸個人の共通感覚（senso comune）に求められた。この共通感覚はヴィーコにおいては認識できる感覚であり，かつ人間生来の感覚で，「共同体を創設する感覚」であるとされた。それは真理（das Wahre）にのみ向けられた近代自然科学の認識とは異なり，古代において知られていた共通感覚（sensus communis）に由来し，近代において熟慮（Klugheit）として把握されたもので，蓋然的基礎（wahrscheinliche Grünnden，真実らしい基礎）に根拠をもつところに自然科学的認識との違いがあった。ヴィーコにとり「共通感覚」（senso comune）は「共同的なもの（das Soziale）への包括的な感覚」であった（Glambattista Vico, La scienza nuova）。

(4) common sense（共通感覚）についてのシャフツベリー（Shaftesbury, 1671–1713）の学説は，ヴィーコよりも大きな影響を publicus の自然法的意味に与えた。彼の public spirit（公共の精神，公衆の精神）は common sense とほとんど同義であり，それは，「社会的感覚（social feeling），あるいは人類とのパートナーシップのセンス（Sense of Partnership with human Kind）」からのみ出てくるとされた。そして政治支配のよりどころもこの「公共の精神（public spirit）」に求められた。「絶対的権力のあるところには，Publick は（公衆）はない」というように，彼は絶対主義的国家に対してイギリスの「統治の感覚（Sense of Government）」を弁証したが，それは「われわれは，公共の観念（Notion of a Publick，公衆の見解）を，そして憲法（Constitution）をもっている」からだとされた。「公共の観念」は，憲法を生み出し，憲法を支えるものとして把握されているといえよう。（A. E. o. Shaftesbury, Sensus Communis. An Essay on the Freedom of Wit and Humour）

(5) シャフツベリーの学説はイングランドにおいてさらにハチソン，ヒューム，18世紀後半ではスコットランド学派へと影響を与えた。

ハチソン（Hutcheson, F., 1694–1746）の「道徳感覚」（moral sense）とか「公共の感情」（public Affection）は，「個々人のなかにある一種の自然的政府」を意味し，「共同体を建設するための素質」とみなされた。（F. Hutcheson, A Short Introduction to Moral Philosophy, 1747）

ヒューム（Hume, D., 1711–76）は，「もしもある人が，国やコミュニテイに対する公共の精神ないし感情（public spirit or affection）のもつ真実性を否定するならば，私はこの人を理解できない」といった。（D. Hume, Essay on the Dignity or Meanness of Human Nature）

ハミルトン（Hamilton, W., 1788–1856）は common sense を定義してつぎのように言った。それは，「社会の各成員より期待されている共通の義務や礼節（common duties and proprieties）についての感情（feeling）」，「共同的共感（communional sympathy）」，「公共の精神（public spirit）」であると（William Hamilton, Dissertations, Historical, Critical, and Supplementary : Note A. On the Philosophy of Common Sense）。

マンデヴィレ（Mandeville, B. d., c. 1670–1733）は普通の人間が「我々」とよぶところの自己と他者の関係の中に，公共的なもの（das öffentliche）についての感覚を発見した。「普通の人々は公共体（the publics）に属する称賛に値するものすべてを好む。そこではすべての者は自分自身を参加者（sharer 共有者）と考える」。（Mandeville, Free Thoughts on Religion, the Church and National Happiness, 1729）

以上を要するに，public は単に政治的共同体を言うだけではなく，個々人が共同体に捧げる態度や心情をも意味した。政治的共同体の基礎に自然的道徳的共同体を置くことによって，public がもつ政治的意味に道徳的要求が伴うことになり，こうして政治的公共性を新たに正当化するこ

ととなった。

(6) ドイツにおいては，common sense はイギリスとは異なり，理論的な判断力（Urteilskraft）としてのみ受容された。ドイツ語の 'Gemeinsinn'（共同感覚）の概念にはイギリスの 'common sense' がもっていた政治的社会的内容が欠落した。フランス革命の直前になって初めて，'Gemeingeist' が 'public spirit' と同義となり，共同的なもの（das Soziale）についての感覚を意味するようになった（原著 p. 443）。

**7 理性の公共性－カント**

(1) 18世紀ドイツにおいて gemein を使った新らしい合成語（たとえば Gemeingeist，Gemeinsprache，Gemeinwohl）は，国民の共同体（Gemeinschaft der Nation）を表現したものであったが，政治的統一体としての国家を直接意味しはしなかった。

(2) これに対して öffentlich をともなった合成語はとくに18世紀後半において増加し，それらは「諸個人の人格的固有性（persönliche Eigenschaft）を普遍性（Allgemeinheit）へと中継」する意味を有した。öffentliche Urteil（公共の判断），öffentliche Wille（公共の意志），öffentliche Meinung（公共の意見，世論）などはその例である。ここでは öffentlich はそれによって形容される名詞がもつべき権威を表現しているが，「この権威はその心情や判断の普遍性によってのみ付与されるのではなく，それらが諸個人一人一人の心情であるということによって初めて真実であり，反論しえないものとなったのである」。かかる個別と普遍との関係のもつ新しい質によって判断は公共的となり，公共的判断は国家に対して権威をもつものとされた。

(3) ところで公的な判断が普遍的で理性的な質をもつということは何によって保証されるのか。ヴィーラント（Wieland, C. M., 1733–1813）は芸術批評家にこうした判断形成のための批判の基準を確立することを要求した。かれは批評家たちに 'Bund'（連帯）を要求し，非党派性，批評家メンバーの平等，正確な知識，思慮分別などが理性的判断形成の基準であることを説いた。（Christoph Martin Wieland, Vorrede des Herausgebers zu : Der deutsche Merkur, 1773）

(4) カント（Kant, I., 1724–1804）の『純粋理性批判』もこうした一般的に有効な基準を定めることを目指した。カントは公共性（öffentlich）の意味がもつ新しい重要性を，国家的公共性のむきだしの権威原理に対抗するものとして強調した。「人間理性の公共的使用はいつでも自由でなければならず，それのみが人間の間で啓蒙を実現できる」（Kant, Beantwortung der Frage : Was ist Aufkrälung ? 1784）という指摘に見られるように，カントは人間諸個人がいかなる権威にも服することなく，あらゆる制度や規範を批判的に論議する自由を持つことこそ啓蒙を実現し，未成年状態からの人間の解放を意味することを説いた。

このカントの「理性の公共的使用」は，「理性の私的使用」に対立するもので，それは「読書界の全公衆（Publicum）の前で学者として理性を使用する」こと，「読者（Publicum）に向かって，本来の意味で著書や論文を通じて自説を主張する学者の資格において」理性を使用することを意味し，それ自体論争的でかつ論議する公衆の圏域を必要とした。それに反して「理性の私的使用」は，その目的自体の妥当性の議論は許されず，目的実現過程の合理性のみが問われる時に問題となる理性の使用のことをいい，そこでは論議する公衆の圏域は必要とされない（カント『啓蒙とは何か』）。

ところで問題は「理性的」目的と「国家的」目的との間の矛盾の克服を如何にするかであり，国家的意志が従うべき「公共の意志」が「普遍的で統一された人民の意志」であるためには，いかなる条件が必要かということである。そのために必要な原理としてカントがあげるのは公開性

の原理である。「事柄の明証性は，それが公開の場において現象する」という古くからの観念はカントにおいても継承され，公開性の原理は理性的認識を可能とする条件であった。しかし公開性の原理は形式であって内実ではない。そこに登場するのが「(自然に対しても，自由な意志に対しても) 普遍的である立法理性」である。自律的市民はかれの意志をこの立法理性に一致させることが要求される。しかしこうした同一性は立法議会では達成されない。それがリアリテイをもつためには，立法者には「彼の法律を全国民の合一した意志から発現し得たかのように立法するように義務づけ」，各臣民は，「彼が市民であろうと欲する限り，あたかも彼もそのような意志に共に同意したかのようにみなしている」ことが求められる（引用は『カント全集』第13巻，理想社による)。カントが公的法律に要求する正当性 ( Rechtmässigkeit ) はこのような試金石であった。( Kant, Über den Gemeinspruch : Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis, 1793 )

## 8 まとめ

以上は18世紀において意味転換した市民的公共性についての自然法学的な弁証の要約であるが，叙述が少々繁雑になったので，ここで筆者なりにこれらの論証をさらにまとめ，近代における公共性概念の内容と特質について概括しておきたい。

(1) 近世における「公共性」イコール「国家性」という関係は，近代に入りいかに変化したのか。「国家性」は「公共性」という語意から排除され否定されたのか，それともなんらかの意味で保存されたのかどうか。

結論的にいえば，公共の秩序空間から「国家の極」は排除されたのではなく，この極がもっていた主格 ( subject ) としての側面が否定され，主格は国民 ( Nation ) ないし市民の極に移行したのである。しかし他方国家の極がもっていた普遍性，一般性，強制性はなお保存されたのであり，公共の秩序空間はなお普遍的な極としての国家の極を必要とし，それは維持されたのである。問題はこの普遍の極が有すべき正当性をいかにして新しい主格 ( subject ) の側が統制しうるかという点にあり，この正当性の根拠として新しい意味での「公共性」が登場したのである。つまり公共性を有しない国家はもはや国家ではなく，それは崩壊するとされたのである。

(2) 公共の秩序空間において第2の極が主格として登場した結果，「公的な」という用語は，「国家」以外の「他の精神的社会的空間」をも包みこみ，表現するようになった（第3章の2参照)。それが「判断する公衆」の極である（第4章の3参照)。そして第1の極であるところの国家がもつ支配の正当性（国家の極，普遍の極のもつ一般性，強制性）の根拠は，国家それ自体からではなく，この「判断する公衆」の極（第2の極）の中に見いだされるところとなった。公共の秩序空間における主格が第2の極に移行した所以である。

かくして「公共の秩序」の正当性の「源泉」をどこに求めるかが問われる歴史的段階にいたり，原著ではその根拠として3つの根拠枠が提示されている。つまり言語的共同体，共通感覚 ( sensus communis )，理性である。これらの3項目の説明は既述したのでここではそれぞれの意義について触れたい。

(3) 「言語共同体」説からすると，国家的共同体が人為的人工的でり，他方言語共同体は“自然的秩序”を意味した。社会の2層性に注目するこの説を吟味しながら，原著者は「公共性」を「国家的公共性」と「社会的公共性」とに分け，前者のもつ強行性の根拠を後者が形成する言語的道徳的同意 ( Konsens ) の中に見いだす。この言語的同意の具体的形態は，「共通の同意」( common consent )，「意見の法」( law of opinion )，「世評の法」( law of reputation )，「公共の

評価」（public esteem）などである。したがって公共性をめぐる論点は，「共通の同意」を形成しうる条件を市民が創出しうるか否かにかかってくる。ロックによれば public esteem の根拠は市民の私的な（private）空間の中にあるのであり，public と private は内在的関連をもつものとして把握される。private な空間に依拠しない public な空間はここでは考えられないのである。

(4) 「共通感覚」説の場合は，「公共の秩序」の根拠を人間諸個人の「共通感覚」に求める。有名なものとしてヴィーコの「共通感覚」があるが，それは「共同的なもの（das Soziale）への包括的な感覚」，「共同体を創設する感覚」，「自然的な共同体本能」であるとされる。「公共の精神」（public spirit），「人類とのパートナーシップのセンス」（シャフツベリー），「公共の感情」（public affection，ハチソン），「共同的共感」（communional sympathy，ハミルトン）なども同じ趣旨に出るものである。こうした諸説は「言語共同体」説がもつ自由主義的個人主義の色彩とは異なる。公共性の根拠をリベラルな個人主義に求めるか，それともヴィーコ式の「共通感覚」に求めるか，は重要な論点であり，現代的論点というべきもので，公共性論をこの角度から論ずることはなお意味をもつ（とりあえずベラー『心の習慣』などを参照）。

なお，「共通感覚」は「憲法を生み出した源泉である」（シャフツベリー），「共通感覚」は「個々人の中にある一種の自然的政府である」（ハチソン），「共通感覚」は諸個人をして「公共体（the publics）」の「共有者（sharer）」たらしめる（マンデヴィル），などの指摘は，「国家的公共性」と「社会的公共性」との内在的関連を著したものとして，あわせて注目できる。

(5) 公共的秩序における人間の活動空間を，国家的公共性と社会的公共性のふたつの層で把握し，かつ国家支配の正当性を社会的公共性の中に見いだすとしても，こんどは逆に個人の側からみた場合の両者のつながりはどうなるのであろうか。この点で著者は「諸個人の人格的固有性を普遍性へと中継する」（原著 p. 444）人間の活動空間を公共性だと説明する。国家的公共性の「権威は，その心情や判断の普遍性によってのみ付与されるのではなく，それらが諸個人の心情であるということによって初めて真実であり反論しえないものとなった」（p. 444）のである。ではこのような両極の結合はどのような条件の下で可能になるのであろうか。ヴィーラントのいう「批判家の連帯」，カントのいう「論議する公衆の圏域」「国家の公開性」などは，いずれもこうした個人の側からみた場合の公共性の成立条件となる。

## 第5章 公共性と世論（原著Ⅵ 'Öffentlichkeit' und 'öffentliche Meinung' p. 446—463）

### 1 概念の生成（Begriffsbildungen, p. 446—450）

#### (1) 公共性（Öffentlichkeit）

Öffentlichkeit（公共性）という用語は，1750年以降に作られた。たとえばゾンネンフェルス（Joseph v. Sonnenfels, Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz, 1765）は，検閲は図書・新聞・演劇などのみならず，「そう言ってよければなんらかの形である種の公共性（Öffentlichkeit）をもっているその他のもの」にまでおよぶ，といった。この「公共性」は，検閲がなければ「誤った，忌まわしい，危険な意見の流布」になるであろうコミュニケーション手段がもつある種の質を表現している。1777年のアデルング（Adelung, J. C., 1732–1806, Adelung Bd. 3, 893）の辞書にもこの用語が初めて採用された。そこでは「公開されているか，あるいは公に生ずるところのある事柄がもつ性質」と定義された。

とはいえ19世紀に入るまでこの用語の意味は不確定で，一般的には使用されなかった。なぜならこの用語は，publicus が持っていた「おかみ」とか「荘厳な行為」などといった意味としても

使われたからである。

Öffentlichkeit が共和主義的で自由主義的な意味で使われたのは1800年以降であり，特に1815年以降になると，それはドイツ憲法論議の中で鍵的地位を得，政治的社会的概念として精確な内容を獲得するに至った（後述，Ⅴ・3・（b）参照）。

**(2) 公表性（" Publizität "）**

ドイツ語の Öffentlichkeit は早くからフランス語の publicité の同義語であるとされた。Campe は publicité の訳語として Öffentlichkeit を用いた（1791）。それより早く C. F. Schwan も同じ訳語を当てた（1784）。

フランス語の辞書に publicité がはじめて登場したのは1694年であったが，それは"犯罪の公開"とか"公に暴露された犯罪"とかいった刑法上の意味で使われた。表現の自由な交流という意味で使われるようになったのは18世紀後半であり，それは言論の自由と結び付いた。この意味での publicité が18世紀末にドイツに移され，政治的スローガンとして急速に普及した。

Scheidemantel, H. G. がフランス革命の人権宣言を高く評価したのも，それが Publizität の原理と結び付いていたからである（Scheidemantel Bd. 4, 1795, Art. Preβfreyheit）。フイヒテ（Fichte, J. G., 1762–1814）は『自然法の原理』（1796）の中で，「国家権力のすべての討議は，……例外なく最高の公表性（Publizität）をもたなくてはならない」と述べた（Fichte, Grundlage des Naturrechts nach Principien der Wissenschaftslehre.）。カントは「公法の超越論的法式」の中に公表性の格率を積極的に位置づけ，「政治と道徳の一致（Einhelligkeit）」が公表性を通じてのみ可能なことを説いた（Zum ewigen Frieden, 1795）。Scheffner, J. G. は「公表性」を，人間性（Humanität）と普及性（Popularität）に加えて，「自由主義的思考様式」の主要な指標のひとつとした（Scheffner, Ueber Humanität, Popularität und Publicität, 1812）。また Publizität は，ナポレオン法典の影響とともに，司法手続きの公開性とも結び付いた。

しかし解放戦争以降になると，ドイツでは Publizität という借用語に代わり，Öffentlichkeit というドイツ語が一般化し，両概念は同義語として用いられた。

**(3) 世論（öffentliche Meinung）**

ドイツ語の öffentliche Meinung はフランス語の 'opinion publique' の訳語であり，フランス革命が始まった頃にドイツに導入された。

フランスでこの語が政治的意味を獲得したのは1770年代に入ってからであり，それ以前においてはそれは「専横で変わりやすいもの」の代名詞であったり，「ただ多くの人に共有された意見」であったり，特定教派の信条であったりして，普遍性を要求するには至っていなかった。

イギリスにおいては，'opinions' はすでに17世紀においてブルジョアジーの道徳的政治的原理になっていた。Temple, W. は名誉革命の8年前にすでに opinions を「すべての政府の真の基礎」であるとした（William Temple, An Essay upon the Original and Nature of Government, 1680）。ロックは革命後に公刊した『人間悟性に関するエッセイ』の中で「世論の法」（law of opinion）を道徳的行為の最強の試金石と見なした（Locke, An Essay Concerning Human Understanding, 1823）。18世紀に入りこの用語は一層重要性をもち，たとえばヒュームは1740年より後に著した第4番目のエッセイの中で，「統治者は世論以外にはかれらを支える何物をももたない」「政府が基礎づけられる根拠は世論しかない」と記した（Hume, 4. Essay : Of the First Principles of Government, 1882）。

フランス革命以前の18世紀なかばにおけるフランスにおいては，La Bruyère（1645－96）に

みられるように，世論はなお軽蔑すべきものとされていた（La Bruyère, Charactères, 315）。ルソー（1712−78）の『新エロイーズ』（1761）においても世論は「動く波よりも揺れやすい偏見を形作るにすぎ」ないものと見られている（Rousseau, Julie ou la Nouvelle Héloise, 1761）。1770年代に入りフランス国家の破綻が明らかになってきた時にはじめて 'opinion publique' は第1級の政治的意義を獲得するに至った。Du Marsais は「世論は，法の恐怖や宗教よりも強力なのではないか」と問うた（César Chesneau Du Marsais, Essai sur les préjugés, 1770）。デイドロ（Diderot, D., 1713–84）は「社会のそれぞれの地点において教養センターを形成した」人々の意見が「少しずつ広がり，やがて街のすみずみにまで及び，ひいては信仰箇条のような地位を固めていったのである」と書いた（Denis Diderot, Brief an Necker v. 10. 6. 1775）。Necker は1784年に，王政は世論の前で責任を負わねばならないと書いた（Necker, De l'administration des finances de la France Ⅱ）。世論が1789年にフランス国民議会で勝利したとき，はじめてこの概念がドイツ語の“öffentliche Meinung”として訳された（Ⅲ. Schreiben aus Paris an den Herausgeber des Teutschen Merkurs, Neuer Teutscher Merkur, Nr. 12 v. Dezember 1790）。

## 2 フランス革命期の世論（Die 'öffentliche Meinung' zur Zeit der Hranzösischen Revolution, 原著 p. 450−453)

(1) フランスの opinion publique 概念は，1790年以降になってドイツに受け入れられたが，それは「フランス革命の疎遠な現象」としてであり，馴染みのあるものとしてではなかった。フランス革命と同様，この概念についても観察者として距離をおき，近隣諸国では自明な概念もドイツではそうではなかった。たとえば1793年にフォルスター（Forster, G., 1754–94）はパリからの手紙の中で，「ドイツの共通精神（Gemeingeist）がないのと同様，ドイツの公共の世論（öffentliche Meinung）もまた存在しない。この言葉すらだれしも説明と定義を要するほどに我々には新しくまた未知のものだ」（Forster, Über die öffentliche Meinung）と書いた。

(2) 諸国民解放戦争（1813〜15）前の数十年間，ドイツはフランス革命に対し「観察者」として，また「冷静に距離を置く立場」にたっており，それは世論概念に対してもそうであった。イギリスやフランスでこの概念が得た自明性を，ドイツにおいても得たわけではなかった。C. ガルヴェは，1802年の「世論について」という論文の中で，世論がもつ新しさについて，「世論をして，大きな効果をもたらす不可視の存在とみなし，かつ世界を支配する隠れた権力のひとつであるとみなす」習癖を生み出した点にあるとした（Christian Garve, Ueber die öffentliche Meinung, 1802）。ドイツにおいては自覚的市民階級を欠いていたがゆえに，世論は間接的にしか支配しないものと考えたし，またその観念的な観察方法により「一貫した精神的権力の単なる担い手」（p. 451）としてしか世論を見ない傾向をもった。ゾンネンフェルス（Sonnenfels, J. v. 1732–1817）も「世論自体はなんら力にならないか，もしくは単に道徳的あるいは観念的（ideal）な力でしかない」といった（Ders., Ueber öffentliche Sicherheit oder von der Sorgfalt, die Privatkräfte gegen die Kraft des Staats in einem untergeordneten Verhältnisse zu erhalten, 1817）。

(3) とはいえ，「強力な世論が存在してはじめて固有の政治的ファクターとしての国民について語ることが可能となる」（p. 451）ことも事実である。しかし3月革命以前においては批判と政治行動とは別だという二元論が世論概念の中で維持されていた。立憲君主制を指向するドイツ中間階層にとってこうした傾向は強かった。「外的制度が良心の声と一致しなくなり，国民を苦しめ人間性をあざ笑う不正義を国民が知り感ずるようになれば革命は不可避となる」というベル

クの指摘（Joh. Adam Bergk, Bewirkt die Aufklärung Revolutionen? 1795）はフランス革命に対する観想であると同時に，ドイツ君主制に対する警告であった。ガルヴェの「いかなる憲法や法律もその最後の支えを多数意見の中にもち，ひとはそれに服さなければならない」（Chr. Garve, Über die Veränderungen unserer Zeit in Pädagogik, Theologie und Politik, 1800）という判断も，ドイツ立憲君主制への勧告という性格をもった。ベルクも同じように「もし政府が常に国民の一般意志を配慮し，実現し，……時代の精神を知り，それを操縦し利用することを知るならば，革命は避けることができる」（Bergk, Aufklärung）といったが，ここにいう革命は，それを越えれば革命になるというある種の脅迫観念として使われており，そのことは逆に世論がもつ「最終的な有効性」を認めよ，という立憲君主制に対する助言としての性格をもつものであった。さらにここでいう「一般意志」とか「時代精神」とかいうのも精確な内容をもつものではなく，ガルヴェによればそれらは「精確に認識されるのは困難であり，人民を堕落させる者によっては同じく簡単に濫用されうることになろう」というものであった。

1800年頃のドイツの世論概念にとって特徴的な点は，一方ではその自然成長性ないし自律性（時代意識の自律性）であり，他方では世論のイデオロギー化（真理に対する問いかけからの遊離）であった。

## 3　3月革命前の「公共性」と「世論」（'Öffentlichkeit' und 'öffentliche Meinung' im Vormärz, 原著454−459）

### a）世論

(1)　ドイツにおいてフランス革命の理論的な受容が見られたにもかかわらず，ドイツ語の世論（öffentliche Meinung）が革命的実践の発端をなすに至ったのは，1848年の3月革命においてであった。革命前の自由主義的ブルジョアジーは，世論によってドイツ教養中間層の私的利益を立憲君主制の枠内で議会主義的に代表せんとした。シュタイン＝ハルデンベルクの改革も守旧派に対しては世論に依拠したが，それは主としてLandstände（邦議会）の声であり，それ以外ではなかった。ここでは自由主義的ブルジョアジーの政治的関心と立憲君主制のヴィジョンとに共通するところがあったからであった。

(2)　フランスにおける世論は出版の自由のもとで開花したが，ドイツではまず世論が出版の自由を立憲君主制の憲法に要求するというものであった。ザカリエは1839年にこう言った，「今や国民は，彼らの代表者と官吏を通じて統治するのだから，そのために代議制度（Repräsentativverfassung）は同時に世論の支配でなければならない」と。しかし彼の世論概念は「世論は仮定的ないし推量的であり，……助言的な声をもつのみである」（Karl Salomo Zachariä, Vierzig Bücher vom Staate, 2. Aufl., Bd. 3, 1839）とするもので，「国民の代議士に方向を指示する助けとして仕えるべきもの」（原著p. 455）とされた。

(3)　したがって1920年以降から3月革命前にかけての世論は「国民の一般意志をまとめることに成功しなかった」（p. 455）し，それはむしろ「教養中間層の利益と物質的に結び付いた」（p. 455）ものであった。当時の百科事典・Brockhaus（1832）も「世論は……公衆の大半の教養ある部分における支配的な見解」（Brockhaus Suppl. Bd. 3, 1820）であると書いたし，ランケ（1795−1886）も「世論はその主要な席を国民の中間階級の中にもつ」（Leopold v. Ranke, Die Theorie und die öffentliche Meinung in der Politik, 1832）と書いた。

### b）公共性（Öffentlichkeit）

(1) フランス革命により広がった共和主義的理念は，Öffentlichkeit という表現で政治的スローガンとして総括された。「意見の自由交流が教養ある公衆をして公事への最も広範な参加を引き起こす」という啓蒙主義的国家理念は，「公共性」という概念により憲法原理の転換を図る綱領に高められた。「公共性とは，それによってないしはその中で国民が政治体（politischer Körper）として自己を構成（konstituierten）する媒体（Medium）であった」（p. 456）。

(2) 3月革命前において「公共性」は，自由主義的憲法プログラムの核心であると同時に，公正さないし政治的誠実性（Aufrichtigkeit）を表すメルクマールとなった。秘密に隠された官房政治を公的（öffentlich）とよぶことはもはや許されなかった。秘密にされたものを「公的」（開かれたという意味での）と言うのは言語矛盾であった。Öffentlichkeit（公共性）という概念の発生は，「公開性と秘密性との関係の基本的な転換」（p. 457）という時代の趨勢を反映した。「公共性」という概念は，「国家の決定過程の透明性」（p. 458）を確保する憲法的条件であった。

(3) 対仏解放戦争以降において「公共性の原則」は自由主義者によって「あらゆる憲法の根底」（Ueber die Würtembergische Ständeversammlung, Nemesis 9, 1817）としての理論的意味を獲得し，ウイーン会議に出席した諸邦代表の“君主的”原則と対立した。「公共性のもつ普遍的要求」を充足できない政府は，理論的にはその正当性を失った。

(4) 公共性の要求は，3月革命前には議会審理の公開性として部分的に実現した。それは二つの意味をもち，一つは議事録の（部分的）公開であり，もうひとつは議会の（部分的）公開であった。しかしこうした公開性はフランスにおけるのとは違い，君主の恩恵としてのみ実現した。

(5) 公事への国民の参加のためには，参加する国民は「一人前の成人」として自己を実証しなければならなかった。そのため自由主義者は中間層の陶冶水準が前進したことを主張しなければならなかった。その意味では，「公共性」という概念は「国民の進歩しつつある精神的・政治的・空間的な統一化（Integration）についての意識」（p. 459）を示したものであった。そのためにも公共性は，「地理的身分的な境界を越えた人間の交流や意見の交流の増大」の中に現れた（p. 459）。公共性は“人間の集合”（Personenkollektiv）という意味を内包するに至ったのである。

### 4 ヘーゲル（原著 p. 459—461）

(1) ヘーゲル（Hegel, G. W. F., 1770–1831）の場合，「公共性」概念は『法の哲学』の中に見いだされるが，この概念は「最高の具体的普遍」としての国家からのみ自己展開している。ヘーゲルにとり国民は，「多数の衆（Menge）としての集まりにすぎない」のであり，「その動きとふるまいは自然力のように暴力的で，無茶苦茶で荒々しく，恐るべきものであるであろう」というものであった。したがってヘーゲルにとり，公共性（公開性）は「個々人のための陶冶の手段」としての意味をもち，これによって個人は「政治的洞察や経験の欠如を除去する」ことができるとされた。法律，裁判，身分制議会の公共性（公開制）をとおして「国家は国民の主体的な意識を公事に関与せしめる」が，「最終控訴審の役割を国民に委ねる」ものではなかった。ヘーゲルは自由主義的憲法モデルの公共性の要求には与しなかった（Hegel, Rechtsphilosophie, § 301 ～ 303）。

(2) ヘーゲルは「世論」についても，その自由主義的評価にたいし批判的距離を維持した。彼は世論のもつ一面の真理を認めた。「世論はその中に……現実社会の真の欲求と正しい方向とを含んでいる」，世論においては「即自かつ対自的に普遍的なもの，実体的にして真なるもの」が

含まれている。しかし同時に世論においては「その反対のもの，すなわち多くの人々の私見というそれ自身としては個人独自の特殊的なものと結び付いている」。したがって世論は「それ自身の現存する矛盾である」と彼は言う。ヘーゲルは，個々人は「普遍的要件たる公事に関して自分自身の判断と意見と提言をもち，そしてこれを発表する」という「形式的主体的自由」をもつが，この「自由」こそ「世論と呼ばれる総括的な形をとって現象する」のだという。したがって，ヘーゲルにとっては，「世論に従属しないことが，偉大にして理性的なものへ至る第1の形式的条件」となる（Rechtsphilosophie, § 314 ～ 318）。

## 5　19世紀市民的公共性に対するマルクスと社会主義者の立場（原著 p. 461－463）

1　ここでの著者の論旨は，「19世紀のマルクス主義には固有の公共性概念がない」（p. 463）ということである。その論証の概要を示せばつぎのようである。

(1) 19世紀前半，とくに48年革命以前においては，ドイツ社会主義者は当時の厳しい検閲体制と政治システムの非公開性に抗議する意味で，自由主義的公共性要求に与したが，公共性（公開性）を自由主義的憲法の成果だとする自由主義者の立場はとらなかった。たとえばルーゲはマルクス宛の書簡で，「自由で真なる公共（表）性」（Arnold Ruge, Brief an Marx, Dt. -Franz.Jbb. 1844）という言葉を使っているが，それは当時の厳しい検閲制度に反対する意味からであった。

(2) また共産主義者同盟についてのマルクスやエンゲルスらの総括（1849）から，原著者ヘルシャーは次のように言う，「公共性はここでは，支配から自由でかつ全面的なコミュニケーションの自由な媒体として把握されているのではなく，現存する社会秩序の必要性によってその都度構造化されている空間として把握されている」（p. 462）と。そして彼らにとってはこの空間の転覆が課題とされるがゆえに，そこには「公共性に対する厳しい道具的な関係」のみがあり，「この概念自体は何ら新しい意味を受け取ることはなかった」（p. 462）という。

(3) このような著者（ヘルシャー）の論証はマルクスについても該当し，マルクスは「公共性についての固有の概念を形成しなかった」（p. 462）と説く。それはなぜであろうか。マルクスの理論にとって，privat の対概念は öffentlich ではなく，allgemein ないしは gesellschaftlich であり，この点でヘーゲルとは違う。ヘーゲルにより「公共的」だとされた国家の普遍性は，マルクスにとっては「官僚制」に代表される国家意識の抽象的普遍と，「世論」がもつ経験的普遍とが出会う場であり，内的矛盾そのものであった。ブルジョア的な国家理論（ヘーゲルも含め）にとり基本的な対立とされた私的領域と公的領域の対立もマルクスにとってはそうではなく，私的領域は政治的性格をもつし，公的領域（政治的領域）もまた私的性格をもつ相互に浸透しあう場であった。したがって公共性に国家的普遍をみるヘーゲルにはマルクスはくみし得なかった。

(4) ヘルシャーはまた，マルクスが資本を社会的再生産の現実的な外観上の主体（Scheinsubjekt）であるとしたことが，マルクスをして後期の著作において「“公共性”の概念に至らせなかった」（p. 462）根拠だとする。近代ブルジョア社会にあって諸個人の社会的絆を形成したのは私的資本であり，決して「公的な交通形式」ではなかった。このような諸個人の社会的関連は「物的関係」として現れ，それは私的種類のもので，決して公的な社会的関連ではない。マルクスは現実の社会的連環が私的利益によって引き裂かれた私的な決定行為の集合体であるとしているのであり，そこに公共性をよみとることは到底なしえなかった，とヘルシャーはいう。

(5) また19世紀後半のドイツ社会主義者の状況については，ラサール（Lassalle, F. J. G.,

1825–64）の活動綱領を引き合いに出し，「国家的ないし社会的公共性を，それを規定している資本の利益に還元する」（p. 463）ことが当時の社会主義的論証の常套手段であったとヘルシャーはいう。つまりブルジョア的公共性をそれがブルジョア的であるということで否定するのが当時の社会主義者の特徴だとされる。

(6) 最後にこのような公共性についての社会主義者の立場は1890年の社会民主党の結成以降になって変わり，「ブルジョア的公共性概念についての否定的評価を変更する基礎が据えられた」（p. 463）と総括される。

**2** 大要以上がマルクスと19世紀社会主義者の公共性に対する立場についての説明の概要である。上記の論点の一部についてここでは評者自身の簡単なコメントを付しておく。

上記の(3)(4)の論点について。論点はマルクスがはたして公共性について固有の概念を提起しえなかったのかどうか，という点である。

ここではヘルシャーはマルクスの『ヘーゲル国法論批判』を検討の中心にすえている。それは適切である。マルクスが批判の対象としたヘーゲル『法の哲学』第3部第3章「国家」はまさに近代の政治的国家と市民社会および諸個人との間に形成される公共性の空間を論じたものであるからである。ヘルシャーはとくに『法の哲学』301節に対するマルクスの批判「ヘーゲルは官僚制を理念化し，世論（公的な意識）を経験化する。ヘーゲルは現実的な世論をまったく特別扱いすることができる。それは彼が特別な意識を世論として取り扱ったからこそである」を引用しつつ，検討を加える。ここでのポイントは「官僚制」に代表されるヘーゲルの国家観およびその対極にある国民の世論（公的意識）をマルクスがどう見ているかである。周知のごとくヘーゲルにとり官僚制は「議会なしでも最善のことをなすことができる」（『法の哲学』301節）存在である。それは人間の普遍性の契機が形態化された極である。議会の洞察よりも官僚制のもつ洞察力の方がヘーゲルにとっては強い。議会のそれは「一種のお添え物的」である。このことはヘーゲルの世論についての評価とも一致する。

マルクスはこれとは逆である。公共性の希薄なドイツにおいて国民代表機関の選挙を再重視していることは「共産主義者同盟への中央委員会の呼びかけ」（1850・3）をみてもわかる。そこでは労働者代表の立候補と選出，およびかれらの立場と見地を「公衆に示すこと」（大月書店，国民文庫1，p. 116）が決定的に重要であることが説かれている。官僚制の中に「国家精神」を見いだすヘーゲルとは違い，マルクスは「現実的経験的な国家精神である世論」といっていることからもわかるように世論のなかにこそ現実的な国家意識を見いだそうとするし，だからこそ世論への働きかけを重視する。ヘルシャーはヘーゲルとマルクスとのこのような違いを見ていない（なお公共性の活動空間に関するヘーゲルとマルクスとの違いを明らかにしたものとして，有井一行『マルクスの社会システム理論』を参照）。

上記の(6)の論点について。論点は「1890年代以降」，つまり1890年における社会主義労働者党の社会民主党への改組（エルフルト綱領）があってはじめてドイツ社会主義者は公共性に対する否定的評価を変えたのかどうか，という点である。

ヘルシャーがなにを根拠にこのような評価をしているかは不明であるが，「1890年代以降」と言うがぎり，その重要な契機に90年の社会民主党への改組と91年の同党のエルフルト綱領があることは間違いない。エルフルト綱領はカウツキーの起草になるが，それに対するエンゲルスの批判がここでのテーマとの関連で重要でなる（エンゲルス「1891年の社会民主党綱領草案の批判」，国民文庫15，p. 86）。とくに綱領の政治的要求部分が公共性と関連する。

エンゲルスは「草案の政治的諸要求には一つの大きな誤りがある」,「本来言わなければならないことがそこには書かれていない」という。それは何か。第1は，労働者階級の支配権は民主的共和制の国家形態を通してのみ可能になるという点である。第2は，連邦制ではなく，広範な自治制を含む統一共和国である。第3は普通選挙権により選ばれた官吏による州，郡，市町村の完全な自治制，国家の任命にかかわる地方および州官庁の廃止，である。またエンゲルスの修正要求の中には「自由な見解の表明と結社集会の権利とを制限圧迫する一切の法律の廃止」があげられている。

こうした要求は何を意味するだろうか。それは，公共性の活動空間の拡大を意味するものではないのか。こうしたエンゲルスの要求の一定部分が綱領に取り入れられたという点ではたしかに90年以降ドイツ社会主義者の中に変化があったといってよい。しかしマルクスやエンゲルスにとっては，こうした要求の基本はすでに71年のパリコンミューンの経験により明確であったし，それらは75年のゴータ綱領批判の中で明らかにされていた点である（もっともそれらはラッサール派によってほとんど綱領に受け入れられなかったが)。もしもヘルシャーが90年代以降になってはじめてドイツ社会主義者は公共性に対する態度を変えたとし，その変化の根拠をエルフルト綱領に求めてるとしたら，それはマルクスやエンゲルスに対しては間違いである。そのような変化はこのふたりにとってはそれ以前からのものであったというほかない。

なお，マルクス，エンゲルスの公共性論についてここで論及する余裕はない。前掲の有井一行の著書が極めて示唆的である点を付記するに止める。

## 第6章　展望（Ausblick, 原著 p. 464—467)

19世紀以降の公共性概念の意味転換

(1) Öffentlichkeit の概念は，19世紀においては，二つの意味を有した。ひとつは Publizität（一般に知られていること，周知，公開）や Bekanntheit（周知，知られていること）のような抽象的意味であり，もうひとつは Publikum（公衆，読者，世間）や Bevölkerung（全住民，人口）のように社会的意味において理解された。前者は「公共性に訴えて判断を求める（der Öffentlichkeit zur Beurteilung vorlegen)」などのように使われ，後者は「世論を操作する，世論に訴える（sich in die Öffentlichkeit flüchten)」などのように使われた。たとえば，HEYNE の辞典（Moritz Heyne, Deutsches Wörterbuch, 2. Aufl., Bd. 2, 1906）では，外来語の Publikum の新たなドイツ語訳として，「公的な全体（öffentliche Gesamtheit)」という意味をあげているが，これはこのような意味転換を表現している。

なお現在の辞書・DUDEN の6巻本（Bd. 5）では，Öffentlichkeit についてつぎのように言う。「そこにおいては，あるものが一般的に知られているか，一般化しており，そしてそれがすべての人に入手可能であるようなところの，全体として見なされるような人間の領域（als Gesamtheit gesehener Bereich von Menschen, in welchem etwas allgemein bekannt [geworden] u. allen zugänglich ist: )」と。これは上記の二つの意味のいずれをも継承したものといえる。

(2) 19世紀の中葉以降，世論（öffentliche Meinung）や，公共性（Öffentlichkeit）がもっていた合理的な含意は失われるに至る。シェフレ（Schäffle, A. E. F., 1831–1903, 経済学・社会学者，精神的社会有機体説）やシュモラー（Schmoller, Gustav, 1838–1917, ドイツ社会政策学会初代会長，新歴史学派，国家を倫理的目的追求の超階級的主体とみなす）の場合がそうである。シェフレは Publikum（公衆）を定義して，「すべて指揮し指導できる精神的力をもった人々による精神

的加工の対象ないしは共鳴板」であるとした（Albert Schäffle, Bau und Leben des sozialen Körpers, Bd. 1, 1875）。また世論については，世論指導者の客体として位置付けられた。世論を操縦や統制のためにいつでも使える状態にしておく事態が進行した。社会学者テンニース（Tönnies, F., 1859–1936）やバウアー（Bauer, W.）らは，世論を大衆現象として把握し，これに対し知的で自律的な個人という抽象概念を対置させた。バウアーは「ある人の個性が強くなればなるほど，大衆の陶酔した力を前にしてその人が感ずる嫌悪感はいっそう激しくなる」（Wilhelm Bauer, Die öffentliche Meinung und ihre geschichtlichen Grundlagen, 1914）と書いた。

(3) 1848年以降公共性は憲法上制度化された。しかし制度化された公共性，とくに司法的議会的公共性は広範な公衆による国家機関の統制を不十分にしか保証しなかった。またこのような不十分な公共性は，政府や大規模社会組織をして出版制度や政治ジャーナリズムのような「公共性活動」（Öffentlichkeitsarbeit）に関心を向けさせることになった。ブルンチュリは1876年に「出版は，表現や伝達により社会に貢献し，社会はその公的意見（世論）を出版界の発言や言説から引き出す」（Bluntschuli, Politik）と書いたが，ビスマルクは1862年に「世論は出版物から読み取られるものではない。出版は世論を作り出す助けにはなりうるとしても，それは決して世論ではない」（Die politischen Reden des Fürsten Bismarck, hg. v. Horst Kohl, Bd. 2）と書いていた。ここでは世論は政治家の手中にある教育や指導のための道具と見なされたのであり，後の出版政策を予測させるものがあった。彼によれば，政治家は「世論を導き，それに対して超然としているというより高い課題をもっているべきだ」ということになる。

公共性に対して操作的に影響を与えることと，公共性に対して批判的に介入することとが，その後の“民主的政府システム”の標識となった。

(4) 20世紀に入り，大衆メデイアへの通路は，事実上国家，政党，いくつかの大コンツエルンに限定された。個人権としての出版の自由は出版界の高度な資本集中とますます矛盾を深めた。意見表明の自由はこれらのコンツエルンの意志に依存することとなった。1933年になると，こうした出版を統制するために，ドイツ固有の宣伝省が設置され，政党と国家による「強制的画一化」（Gleichshaltung）が，公共性と世論の領域で進行した。

(5) この同じ時期に合衆国では世論調査（public opinion research）が一般化した。50年代以降には西ドイツにおいても世論調査の技術は様々な目的に使われた。この世論調査は，世論をして諸個人のいろいろな意見の中へと分解した。またその調査技術は，単に市場分析の手段を拡大したのみならず，とくに政治的な意思形成過程に独特の形式を生み出した。つまりそれは，市民サイドからの積極的な意見形成の過程を避け，市民の要約された意見や前以て形成された意見などを，多様な政党や団体の利益に政治的に役立つようにした形式を生み出したのである。

(6) その結果アドルノ（Adorno, T.）が言うように，西側諸国の世論概念にとって特徴的なあるジレンマが生じた。世論が本来もつべきであるあの統制機能を正当に行使するべきだとすると，世論はその真実性において統制可能でなければならない。しかし現実は世論はすべての諸個人の意見の統計的平均値としてのみ統制可能であるにすぎない。そこではむしろ世論のもつ非合理性が，つまり任意性のモメントや非拘束性のモメントがくりかえし出てくる。かくして世論は，「間違う可能性のある政治的な個別行為の修正者であると主張する」審判者であるという機能を失う（Theodor W. Adorno, Meinung, Wahn, Gesellschaft, Monat 14, H. 159, 1961/62）。

(7) にもかかわらずアドルノは世論概念を断念することはできないと考えた。「仮に世論の概念を単純に消し去り，完全にそれを断念するとすれば，その結果再びなお敵対的な社会において

最悪のものを阻止することができるモメントが脱落してしまうことになる」（アドルノ，同前）とかれは言う。また「操作的に作られた公共性」とか「批判的公共性の喪失」などの症状について記述したハーバーマスにおいても，批判的公共性の再組織の社会的条件についての検討を深めている。ネークトやクルーゲは「市民的公共性」に対する「対抗公共性」（Gegenöffentlichkeit）を「プロレタリアの公共性」に求め，それは資本主義的公共性の「歴史的破損箇所」の中で成立するという（Oskar Negt/ Alexander Kluge, Öffentlichkeit und Erfahrung. Zur Organisationsanalyse von bürgerlicher und proletarischer Öffentlichkeit, 1972）。

(8) 以上が「展望」の要約であるが，「展望」の中心部分に位置づくはずの上記の(6)(7)の部分の叙述は極めて短い。原文で10数行しかこの部分にはさかれていない。また「プロレタリアの公共性」についての紹介で終わっている点では，この事典が1978年に刊行されたという時代の制約を感ずるのはやむを得ない。

(9) 以上が原著についての筆者なりの要約と若干の解説ないし意見を付したものである。卒直な感想をいえば，「公共性」概念の形成史の第3期（近代市民社会への転換期）までの叙述については多くを教えられたし，示唆を受けた。又現在我々が使用している公共性概念が含意している意味上のスコープはほとんど網羅されているように思う。それだけにこの概念がカバーする対象世界について検討し，反省を加えるのには好個の教材であったといえる。おしむらくは，20世紀現代における公共性概念の意義と有効性については，この原著から直接読みとることはできない。“歴史学事典”たる由縁であろう。同時に原著の解説に対する紹介者（筆者）の総括的意見を付すことはできなかった。時間的制約があり，あらためて別の機会としたい。